



青い羽根募金は、全国のボランティア救助員約51,000人の  
尊い活動資金として使用されます。  
国民の皆様のご協力をお願いします。



海難救助の際に使用する人命救助のための救命浮輪を図案化したもので、公益社団法人 日本水難救済会の記章及び会旗に使用しています。



全国地方水難救済会の傘下に所属するボランティア救助員の救助活動を支援するため、平成10年にMRJ(MARINE RESCUE JAPAN(マリンレスキュージャパン))として、図案化されたもので、平成16年に当会の「マーク」として制定されたものです。



海で遭難した方々の救助を行うボランティア救助員を支える当会の活動を広く国民の皆様  
に理解を深めていただくため、青い羽根募金をはじめ本会が行う各種事業に  
関する広報・啓発活動に使用するため、平成25年3月にマスコットキャラクターとして  
制定し、「ぎゅうすけクン」と命名しました。



平成27年10月1日に洋上救急制度創設30年を迎えるに当たり、それに先立つ同年  
1月に、「ぎゅうすけクン」の洋上救急バージョンとして制定したものです。



公益社団法人 日本水難救済会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル7階  
TEL:03-3222-8066 FAX:03-3222-8067  
<http://www.mrj.or.jp> E-mail v1161@mrj.or.jp

令和元年度



愛する海で

あなたの安全を

守ります



130th Since 1889

海の水難救済ボランティア

公益社団法人 日本水難救済会



### 名誉総裁 高円宮妃久子殿下

高円宮妃殿下におかれましては、  
初代名誉総裁高円宮殿下のご遺志を受け継がれ、  
平成15年2月19日付で本会の名誉総裁にご就任いただきました。  
妃殿下には、在りし日の殿下とともに海に親しまれ、  
海の大切さ、海の厳しさについてのご造詣が深く、  
ボランティアで海難救助にあたる本会の役割の重要性を  
強くご認識いただいております。

## 公益社団法人 日本水難救済会(マリン・レスキュー・ジャパン)は、

沿岸海域で遭難した人や船の救助に駆けつける民間ボランティア救助員を  
支援するとともに、遥か洋上の船舶の傷病船員等に対する救急医療事業を  
運営する団体です。

### ■海の犠牲者ゼロを目指して

わが国は小さな島国ですが長大な海岸線を有し、その沿岸海域では船舶海難や海浜事故が発生しておりますが、船舶海難や海浜事故に迅速かつ的確に対応するためには、海上保安庁や警察・消防などの国や地方自治体による公的な救難体制だけでは困難であります。

このため、全国の臨海道府県には民間ボランティア団体である40の地方水難救済会が設立されており、これら地方水難救済会の傘下にある救難所及び同支所が全国津々浦々に合計1,300ヶ所以上も設置され、海難発生等の一報を受けたときはこれらに所属する総勢約5万1千名のボランティア救助員が、荒天暗夜をも厭わず、生業を投げ打ってでも直ちに捜索救助活動に対応する体制をとっています。

本会は、こうしたボランティア救助員の救難活動を支援するために、明治22(1889)年に創設されて以来、本年で創設130年になる長い歴史がある団体ですが、これまで沿岸海域における人命・財産の救助において輝かしい実績と伝統を誇っております。

また、沿岸海域のみならず、遥か洋上の船舶内で傷病者が発生した場合に、海上保安庁の船艇・航空機等により医師を現場に派遣し、傷病船員等を収容して応急手当を施しつつ、最寄りの医療機関まで救急搬送するという、世界で唯一の洋上救急事業も運営しています。

このような本会の活動に対しまして、皆さまのご理解と更なるご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



公益社団法人日本水難救済会  
会長 相原 力

## “青い海、明るい海、豊かな海”を永遠に

我が国は、6,800からの島々から成り立ち、海岸線の総延長は、  
約34,000kmにも及び、古来より海から大きな恵みを受けてきた海洋国です。

一方、海は時として私たちに厳しい試練を与えます。

洋上で働く人々は、常に怪我や病気の不安に晒され、また、沿岸でのマリンレジャーでも  
様々な海難が発生しています。

このような中、海を愛する心と奉仕の精神を持つボランティアの方々が自らの危険を顧みず、  
人命救助に懸命に取り組んでいます。

日本水難救済会は、全国51,000人のボランティア救助員を支援し、その活動を支えています。

### ■日本水難救済会の取り組み

日本水難救済会は、海上保安庁、消防庁、水産庁等の関係省庁及び地方自治体のご指導、日本財団、日本海事センター、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、日本漁船保険組合、日本船主協会、全日本海員組合など海事関係団体及び多くの医療機関並びに国民の皆様のご支援により水難救済に関する各種事業や洋上救急事業等に取り組んでいます。

### ■青い羽根募金

全国のボランティア救助員の活動は、皆様の募金によって支えられています。

## 日本水難救済会の沿革

# 明治～大正・昭和・平成～令和へ130年間

脈々と受け継がれてきた海上の安全のために奉仕する精神

我が身を顧みず人命救助に尽くす、日本における水難救済の歴史。  
それは、讃岐琴平の地に始まる。

## 明治時代

### 明治19年(1886)10月

イギリスの貨物船「ノルマントン号」が紀州大島沖で座礁沈没し、乗っていた日本人23人が全員水死した事故の経緯や結果をみて、『海の守り神』として信仰されている金刀比羅宮の宮司琴陵宥常氏が海上安全を祈願しながら水難救済制度の必要性を痛感



金刀比羅宮本宮



金刀比羅宮 宮司 琴陵宥常氏像

### 明治21年(1888)5月

金刀比羅宮 宮司 琴陵宥常氏は明治20年11月に発行された黒田清隆伯爵の欧米旅行日誌である「環游日誌」を目にし、露国に模範となる組織があることを知り、水難救済会の創立を發起



黒田清隆伯爵著「環游日誌」抜粋

### 明治22年(1889)3月

金刀比羅宮 宮司 琴陵宥常氏は、当時の総理大臣黒田清隆伯爵に会い、日本水難救済会の設立について賛同を得るとともに、海軍や逓信省の上級幹部及びその他有志の賛成を得たのち、5月8日香川県知事に創立願を提出



初代総裁 有栖川宮威仁親王殿下

### 明治22年(1889)11月3日

金刀比羅宮 宮司 琴陵宥常氏の発起により、讃岐琴平の地で「大日本帝国水難救済会」が発会  
「大日本帝国水難救済会規則」を制定  
琴陵宥常氏が初代会長となる

### 明治23年(1890)4月16日

ありすがわのみやたけひとしんのう  
有栖川宮威仁親王殿下を初代総裁に推戴  
(大正2年7月10日薨去)

### 明治25年(1892)5月

「大日本帝国水難救済会規則」を改正、本会の根本法規となる

### 明治25年(1892)6月

本部を東京に移転

### 明治29年(1896)2月～3月

本会事業を国家経営とすべきとの建議案が帝国議会議院・貴族院両院で可決、毎年補助金下附決定

### 明治30年(1897)5月

第二代会長に吉井幸蔵伯爵就任

### 明治31年(1898)11月7日

民法の制定・施行に伴い、定款を制定し、逓信省に明治31年10月26日許可を得て、「社団法人 大日本帝国水難救済会」と名称変更

### 明治37年(1904)11月27日

「社団法人 帝国水難救済会」と名称変更

### ◆敵兵を救助した水難救済会の人道主義に東郷提督が感謝。

明治38年(1905)、日露戦争の日本海海戦で日本海軍はロシアバルチック艦隊を撃破、この時2名の敵兵が水難救済会によって救助された。

この人道主義の発露ともいべき水難救済会の行動に東郷提督は心を打たれ、水難救済会のために黄金色の扇に「義普 八紘愛續 四海」の書を残しています。

意味は、水難救済会の正しい活動(義)が国内外隅々に(八紘)普く広がり、愛が世界の海(四海)に広がる(続)と解釈できます。



## 大正時代

### 大正2年(1913)8月7日

東伏見宮依仁親王殿下を第二代総裁に推戴  
(大正11年6月27日薨去)

### 大正4年(1915)3月

有功章制式を変更し、会員章を制定

### 大正11年(1922)8月2日

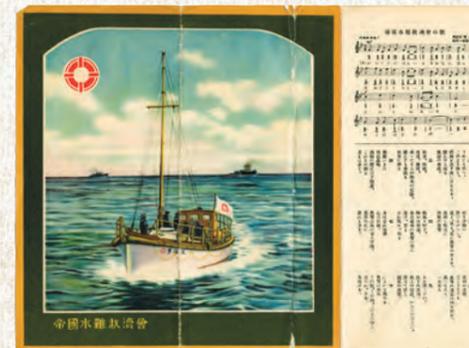
伏見宮博恭王殿下を第三代総裁に推戴  
(昭和21年3月2日ご退任)

### 大正12年(1923)9月

関東大震災により本部建物等焼失、吉井会長邸に仮事務所設置～大正14年4月 事務所等復旧永代河岸に移転

### 大正13年(1924)7月

英国ロンドンで開催された英国救命艇協会主催の「国際水難救済会議」に水難救済会 吉井会長出席、以後昭和3年、7年、11年、50年、62年、平成3年にも出席



帝国水難救済会発行の会報(昭和3年)



帝国水難救済会事務要覧(昭和12年)

## 昭和時代

### 昭和4年(1929)1月8日

「海の赤十字」天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下、各宮殿下に献上

### 昭和14年(1939)11月

東京九段軍人会館で本会創立50周年記念式典を実施

### 昭和24年(1949)4月1日

社団法人 日本水難救済会と名称変更

### 昭和25年(1950)7月17日

「青い羽根募金」の事業を開始、7月17日から23日まで「水難救助施設強化整備資金」造成の一助として街頭募金を実施

### 昭和60年(1985)10月1日

洋上救急センターを設置、洋上救急事業を開始

### 昭和63年(1988)9月14日

特定公益増進法人に認定



昭和3年発行の「海の赤十字」  
外国の水難救済機関を紹介



創立50周年の記念品  
(救命浮環・救命胴衣を着た救助員)



青い羽根



洋上救急事業の開始

## 平成時代

### 平成元年(1989)11月3日

本会創立100周年の記念行事として10月26日東京港で救難訓練全国大会、同27日日本海運倶楽部で記念式典等を実施

### 平成7年(1995)10月1日

洋上救急制度創設10周年の記念行事として10月4日 日本海運倶楽部で記念式典を挙げる

### 平成9年(1997)6月12日

定款の一部を改正し、本会支部を地方組織としての独立化を推進

### 平成13年(2001)2月14日

全国臨海都道府県41ヶ所に地方組織(地方水難救済会)を整備

### 平成13年(2001)7月25日

高円宮殿下を初代名誉総裁に推戴  
(平成14年11月21日薨去)

### 平成15年(2003)2月19日

高円宮妃久子殿下を第二代名誉総裁に推戴

### 平成19年(2007)6月

国際海難救助連盟設立総会に出席

### 平成23年(2011)4月1日

公益社団法人 日本水難救済会へ移行

### 平成27年(2015)10月1日

洋上救急制度創設30周年の記念行事として10月5日高円宮妃久子殿下のご台臨を賜り、海運クラブで記念式典を挙げる



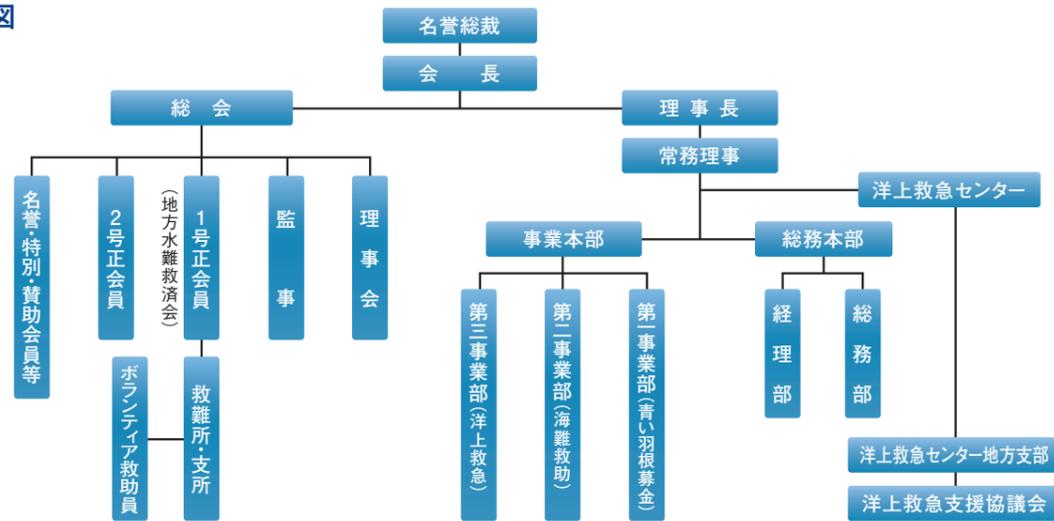
初代名誉総裁 高円宮殿下



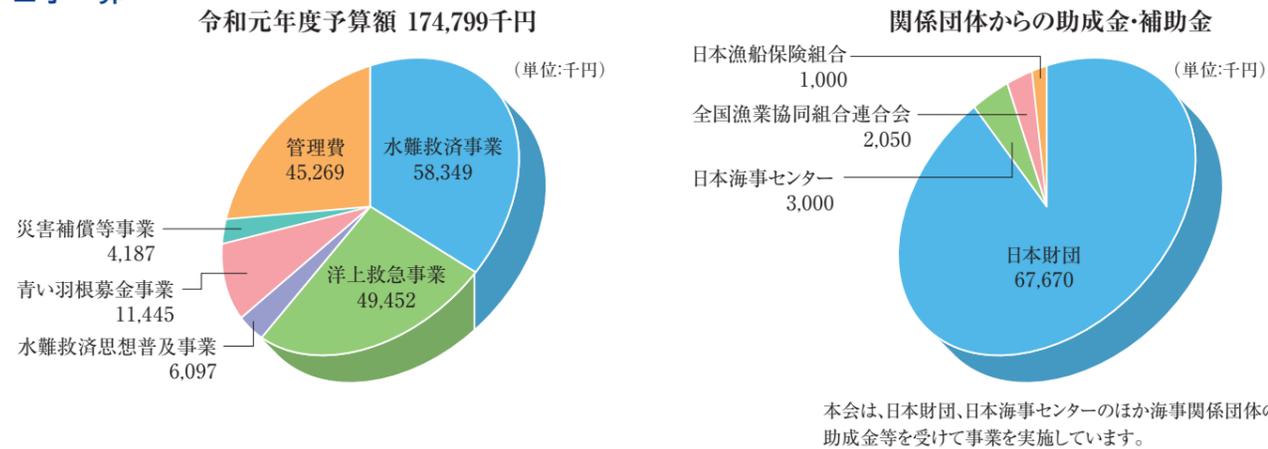
洋上救急制度創設30周年記念式典

# 日本水難救済会の組織と予算

## ■組織図



## ■予算



# 日本水難救済会の事業

## 水難救済事業 (災害発生時の救援活動を含む)



- 海難救助(救助出動報奨事業)** — 全国各地のボランティア救助員の海難救助活動や災害救援活動の報奨として、救助出動報奨金の交付
- 海難(人命)救助訓練** — 全国各地のボランティア救助員が行う海難(人命)救助訓練や災害救援訓練の実施
- 救難体制の整備** — 全国各地のボランティア救助員が行う海難救助や訓練に必要な資器材等の整備
- 海難救助功労者等の表彰** — 海難救助等に功績のあったボランティア救助員に対する表彰

## 洋上救急事業

洋上の船舶で発生した緊急に医師の加療を必要とする傷病者に対して医師・看護師による救急医療及び慣熟訓練の実施



洋上救急事業

## 水難救済思想の普及事業

「海の安全教室」の開催や広報活動を通じて水難救済ボランティア活動の理解促進等の推進

## 青い羽根募金事業

ボランティア救助員による海難救助活動や災害救援活動に使用する救難資器材の整備等に必要資金を確保するため、広く一般国民を対象とした募金活動の実施

## 調査研究事業

水難救済活動に関する調査研究の実施

## 災害補償事業

ボランティア救助員に対する災害補償制度



# 海難救助



荒天暗夜をとわず海難救助に馳せ参じる“海の救難ボランティア”  
日本水難救済会設立以来、平成30年12月末までの救助人員は197,186名、救助船舶は40,265隻を数えます。

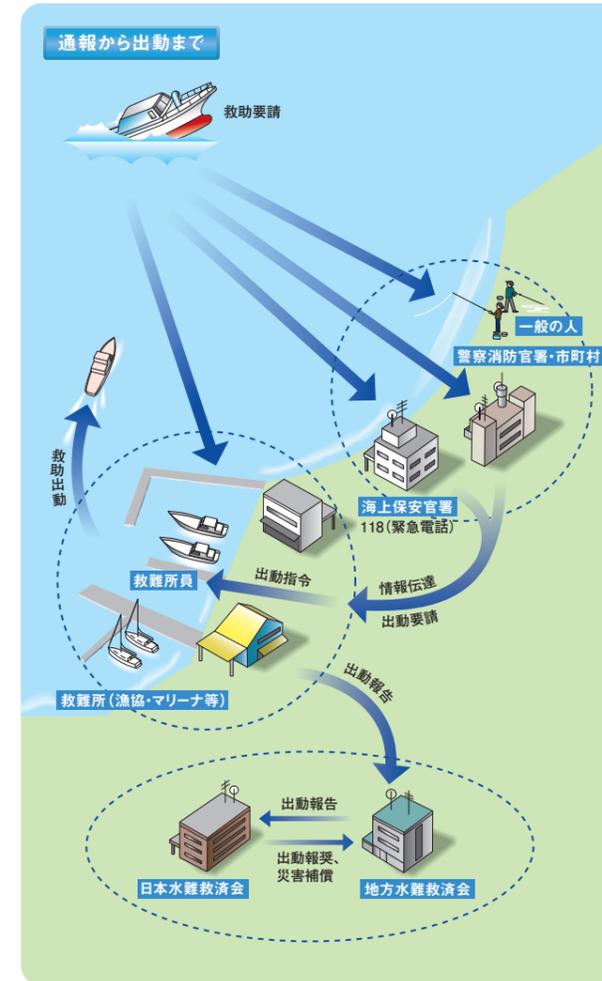
民間ボランティア救助員は、全国40の地方水難救済会の傘下の津々浦々に設置されている約1,300ヶ所の救難所・救難支所に所属し、荒天暗夜をもいとわず生業を投げ打って救助活動に勤しんでいます。



転覆船の曳航救助



乗揚げ、沈没状態の船からの救助



**緊急通報** 海上でのSOSは!  
海上保安庁118番又は最寄りの警察110番、消防署119番へ

↓

海上保安官署  
警察署  
消防署

船艇・航空機などによる救助活動

必要に応じて水難救済会の救難所へ出動依頼

## ■ボランティア救助員になるために

ボランティア救助員になるためには、全国40の各地方水難救済会それぞれの規約等に基づいて、加入が必要です。詳しくは、それぞれの地方水難救済会にお問い合わせください。

## ■ボランティア救助員の構成について

全国のボランティア救助員約51,000人のうち、主力は漁業関係者で全体の80%を占めます。そのほか、ライフセーバーをはじめ、マリナーやプレジャーボート、ダイビングなどの各種マリネジャー関係者の参加も増加しています。

## ■奉仕の精神に報いるために

### 救助出動報奨

日本水難救済会は、日本財団をはじめ海事関係団体の助成等を受けて、民間ボランティア救助員の献身的な海難救助行為に対し、社会公共の感謝を表す報奨の意味で、出動したボランティア救助員に対して、一定の救助出動報奨金を交付する事業を行っています。



## 海難救助事例紹介

※写真提供:海上保安庁

### ■漁船と衝突・転覆した5名乗りのプレジャーボートを漁港まで曳航 (乗組員5名は衝突した漁船が救助)

(平成29年7月23日 午前5時30分頃)  
佐賀県水難救済会玄海下地区救難所  
・出動した救助員……6名  
・出動した救助船……1隻



### ■東京湾第一海堡で機関故障により座礁・浸水したミニボートの乗組員1名を水上バイクで救助

(平成29年8月26日 午後4時13分頃)  
千葉県水難救済会富津岬PW救難所  
・出動した救助員……3名  
・出動した救助船……1隻

### ■湯ノ尻漁港から1.5海里沖合で火災が発生した漁船の監視警戒と消火活動実施 (乗組員1名は僚船が救助)

(平成30年3月11日 午前9時頃)  
特定非営利活動法人 秋田県水難救済会 北浦救難所・畠救難所  
・出動した救助員……13名  
・出動した救助船……9隻



### ■機関故障し、漂流中の3名乗りのプレジャーボートを曳航救助

(平成30年7月1日 午前11時頃)  
京都府水難救済会宮津・与謝救難所阿蘇海支所  
・出動した救助員……7名  
・出動した救助船……2隻

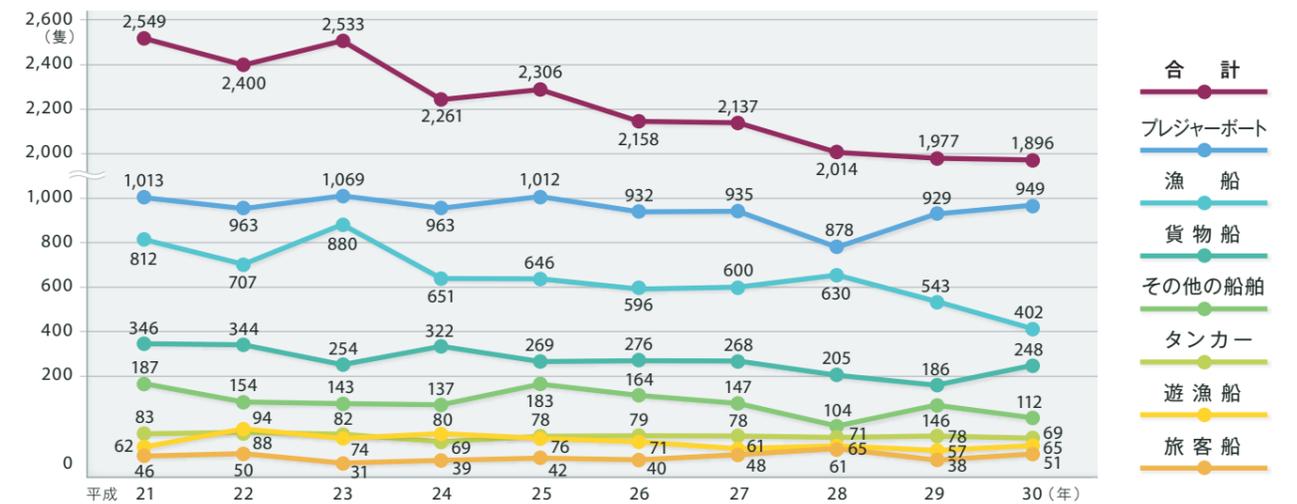
### ■岩場から海中転落した釣り人1名を台風の影響を受けて磯波が打ち寄せる中救助

(平成30年8月26日 午前5時45分頃)  
兵庫県水難救済会香住救難所  
・出動した救助員……1名  
・協力者(乗組員)……1名  
・出動した救助船……1隻

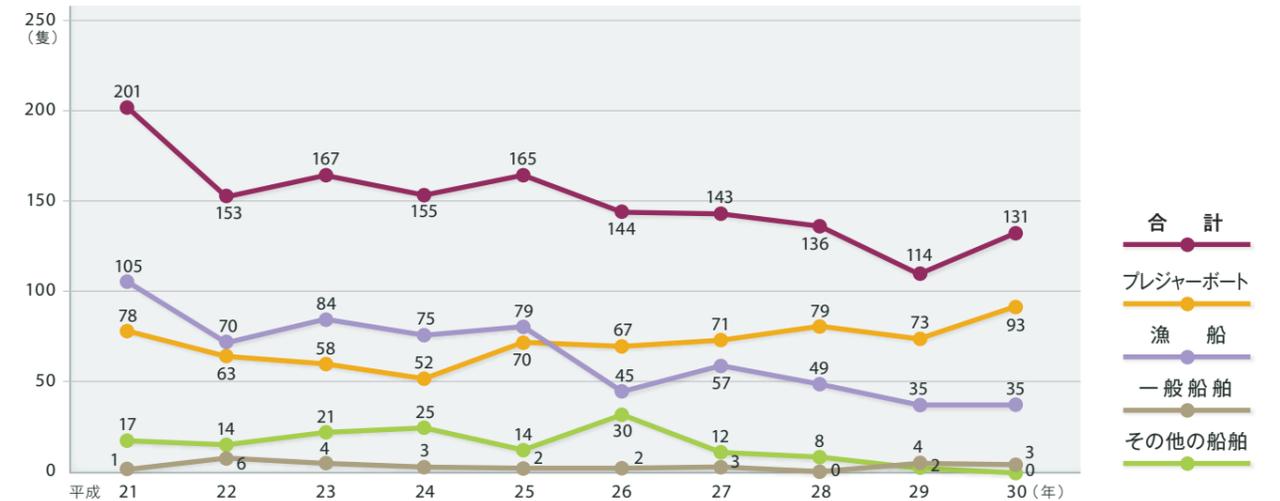


## 海難船舶及び人身事故の発生状況と海難救助の実績

### ■海上保安庁が認知した船舶事故及び船舶種類別の推移



### ■日本水難救済会海難救助隻数の推移



### ■日本水難救済会海難救助人命数の推移



### ■日本水難救済会出動件数の推移



# 海難救助訓練

事故の無い平和な海を祈りながら、救助技術の向上と安全を確保するため、民間ボランティア救助員は各種訓練を実施しています。

## 救助に必要な知識、技術習得のために！

### 海難（人命）救助訓練

海難救助は夜間や荒れ狂う海で行われることが多く、遭難した人や船を救助するためには、日頃から救助技術の錬磨と、チームワークを養う必要があります。

各地方水難救済会に所属する救難所等では、いざという時に備えて訓練を実施しています。



### 心肺蘇生法訓練 (公益社団法人 琉球水難救済会)

溺者等に対する心臓マッサージやAEDの取扱い訓練を実施しています。

### 地震・津波等災害救援活動訓練

本会の事業に「災害発生時における救援に関すること」を追加し、平成23年度から災害発生時における救援活動に備えて、平素から各種防災への取組みのための訓練を行っています。



### ゴムボート操法訓練 (公益社団法人 北海道海難防止・水難救済センター)

岩場・暗礁がある海域や水深の浅い海域では大きな救助船が接近できないことからゴムボートを活用して救助する訓練を実施しています。



### 火災船消火訓練(島根県水難救済会)

船舶で発生した火災に対応するため、火災船を想定し、ガソリンポンプによる消火訓練を実施しています。



### 救命索発射器操法訓練 (特定非営利活動法人 長崎県水難救済会)

遭難船に救助用ロープを渡すため、風向きや距離を考慮したロープ発射器の取扱いの訓練を実施しています。



### 漂流者救助訓練(愛媛県(左)・高知県水難救済会(右))

海中転落し漂流している者を捜索し、発見後、救命浮輪などを利用して救助船に収容する訓練を実施しています。



### 負傷者搬送訓練(京都市水難救済会)

官民合同による大型フェリーでの負傷者を救助し、巡視船艇に引渡す訓練に参加しています。



### 物資搬送訓練(愛知県(上)、和歌山県(下)水難救済会)

官民一体となった大規模災害を想定した防災訓練で物資の輸送訓練に参加しています。

## 救難体制の整備

### 救助船

日本水難救済会所属の救助船は、日本財団や日本郵便株式会社の助成等を受けて、全国の主要救難所に配備され、活動中です。



はまなす(富山県水難救済会水見救難所)



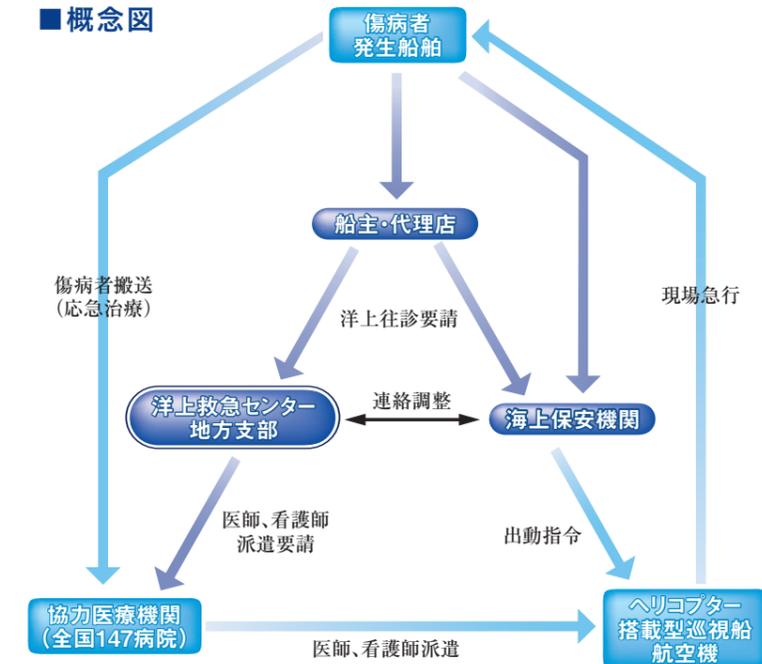
SURF PATROL 2  
(特定非営利活動法人  
神奈川県水難救済会逗子救難所)



第二なみゆき(公益社団法人 福岡県水難救済会小呂救難所)

# 洋上救急

洋上救急とは、我が国周辺海域又は遙か洋上の船舶内で傷病者が発生し、緊急に医師の加療を必要とする場合、海上保安庁の巡視船・航空機又は自衛隊機で医師・看護師等を現場に派遣し、傷病者の応急治療を行いつつ、最寄りの病院に緊急搬送するシステムです。



※洋上救急事業は、日本財団をはじめ日本海事センターなど海事関係団体のご協力を得て実施しています。



海上保安庁巡視船内での医師による緊急治療



海上保安庁ヘリコプター機内での医師による緊急治療

## 慣熟訓練

洋上救急では、医師や看護師は巡視船やヘリコプターに乗組み、遙か洋上まで出動し、厳しい自然条件や巡視船・ヘリコプターの動揺、騒音等の悪条件下での救命治療が必要とされます。

このため、全国各地域では多数の医師・看護師が慣熟訓練に参加し、ヘリコプター等に搭乗して緊急治療訓練を行うなど、現場の状況を体験し出動に備えています。



航空機内での医師・看護師による訓練の様子



ヘリコプター搭乗訓練の様子



洋上で航行中の船舶からヘリコプターによる傷病者の吊上げ



救急車への引継ぎ



傷病者吊上げ訓練の様子

海上の傷病者を救う世界で唯一の“海の救急医療”として昭和60年から運用を行っています。平成31年3月末までの出動は903件で救助人員は936名を数えます。

洋上救急バージョン「きゅうすけタン」

## 救助事例紹介

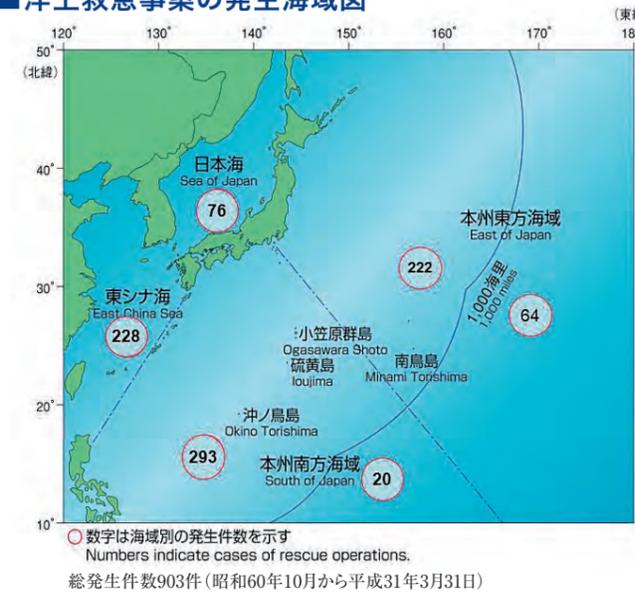
### ■ 海上保安庁と海上自衛隊の航空機が連携し、漁船乗組員を医師が治療しながら病院まで緊急搬送

(昭和60年10月の洋上救急制度創設以来、出動件数の累計が900件となりました。)

- ・発生日時:平成30年11月1日午後11時頃
- ・発生場所:金華山灯台から東北東198海里付近海域
- ・傷病者:男性64歳(日本人)
- ・出動医療機関:石巻赤十字病院、医師1名・看護師1名
- ・出動勢力:第一管区海上保安本部 函館航空基地  
ヘリコプター MH910  
機動救難士 2名  
函館海上保安部 巡視船つがる  
航空自衛隊松島基地 救難ヘリコプター UH-60J



## ■ 洋上救急事案の発生地域図

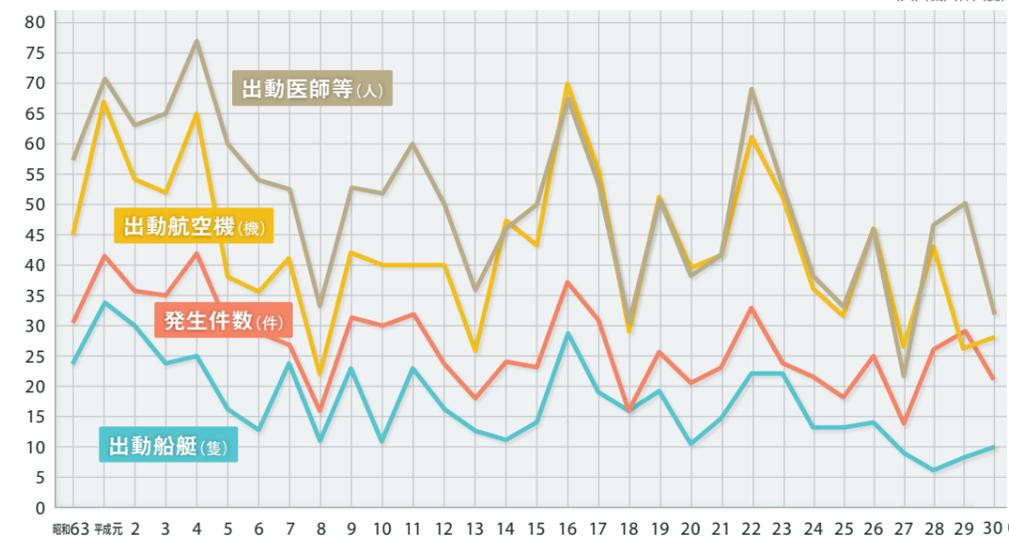


硫黄島にて海上自衛隊救難ヘリコプターから海上保安庁航空機へ患者と医師を引継

※写真提供:海上保安庁及び海上自衛隊

## 洋上救急の発生件数及び出動実績の推移

### ■ 出動・救助件数の推移 昭和63.10.1～平成31.3.31現在



### ■ 出動実績

- ◎発生(出動)件数 903件
- ◎傷病者 936名
- ◎出動医師・看護師 1,705名
- ◎出動船艇・航空機等
  - 巡視船艇 612隻
  - 海上保安庁航空機 1,092機
  - 自衛隊機 357機
  - 特殊救難隊等 716名

# 水難救済思想の普及



大自然の海を安全に楽しむための基礎的な知識・技能を体得してもらうと同時に、水難救済ボランティア活動に対する理解と普及を図るために、全国各地で「海の安全教室」を開催しています。

## 海の安全教室 ●後援:国土交通省、海上保安庁、消防庁

平成29年度から小中学生など学校関係者だけでなく、地元一般市民にまで拡大し、各地の海上保安官やライフセーバーの方々を講師に招いて、海での事故を防ぐための知識のほか、万一、自分や友達等が海で遭難した場合に「助かる術」と「溺れた人などを安全に助ける術」を実地に手ほどきを受ける地方水難救済会主催の「海の安全教室」を全国で開催しています。



高知県水難救済会:高知市立鴨田小学校

## 具体的な学習内容

### ■教室や体育館において講師から事故防止などの講義



大分県水難救済会:大分市立吉野小学校



公益社団法人 琉球水難救済会:沖縄水産高校

### ■日本水難救済会の「海の安全ハンドブック」による基礎知識の習得



京都府水難救済会:舞鶴海洋少年団

### 「海の安全ハンドブック」(日本水難救済会作成)の主な内容

- 海の基礎知識…波の種類、津波、離岸流とは?風、インショアホール
- 危険な海洋生物…海の危険な生物の種類、基本的な対処法
- 海での注意事項、溺れた主な原因、水に落ちてしまったら
- 溺れている人を見つけたら(泳がないで助ける方法)
- 救命処置の流れ(心肺蘇生とAED)
- 自己救命索の確保「3つの基本」



インショアホール

### 大切な命は自分で守る…3つの基本

- 海に浮いておくこと → ライフジャケットの着用
- 連絡手段を持つこと → 携帯電話の携行(防水パック利用)
- 救助要請をすること → 118番の有効活用

### ■背浮きの体験



佐賀県水難救済会:伊万里市立大坪小学校

### ■ペットボトル利用した浮き身体験



大阪府水難救済会:堺市立原山台小学校

## 自らの身を守るために

### ■ライフジャケット・救命胴衣の着用



高知県水難救済会:  
室戸市立中川内小学校



公益社団法人 琉球水難救済会:  
沖縄県立水産高校



佐賀県水難救済会:有田町立大山小学校

### ■身近なものを使用した救助方法



高知県水難救済会:高知市立鴨田小学校

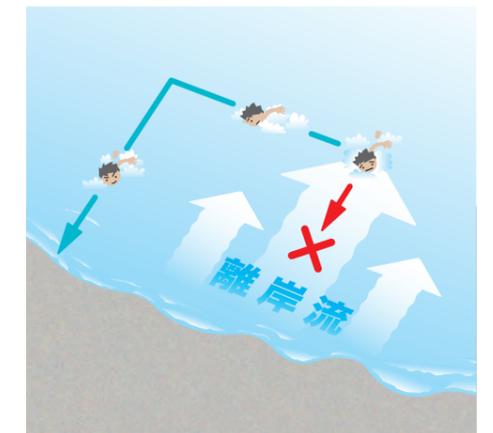
### ■心肺蘇生法やAEDの使用方法



特定非営利活動法人  
神奈川県水難救済会:  
平塚市立大洋中学校

特定非営利活動法人 長崎県水難救済会:長崎ペンギン水族館

### 海水浴では離岸流に気をつけよう!



### 離岸流

岸から沖に向かって、強い流れを起こす離岸流。もし、巻き込まれてしまったら、まっすぐに戻ろうとせず、海岸と平行に移動し、離岸流から抜け出した後、岸に向かうようにします。

# 青い羽根募金

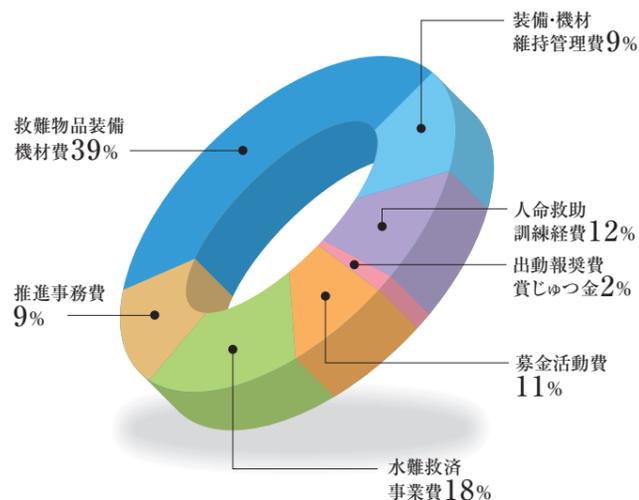
●後援:国土交通省、海上保安庁、消防庁、水産庁

全国約51,000人のボランティア救助員の活動を支えます。

平成30年度の募金額は次のとおりです。

## 総額 86,295,439円

### ■平成30年度 青い羽根募金の使用実績



青い羽根募金の使途は部外の有識者で構成する青い羽根募金運営協議会の承認を得て決定されます。

### 青い羽根募金活動へのご協力をお願い

社会貢献活動の一環として、「青い羽根募金活動」にご協力して下さる団体、企業を募集しています。また、「青い羽根募金支援自販機」の設置に協力して下さる団体、企業、個人を募集しています。

●協力:国民の祝日「海の日」海事関係団体連絡会、各地方小型船安全協会、日本マリナービーチ協会、日本セーリング連盟、全国漁業協同組合連合会、日本ライフセービング協会、日本海洋レジャー安全・振興協会、日本サーフィン連盟、全日本磯釣連盟、NPOグローバルスポーツ・アライアンス ほか

### 救難用物品、装備・機材



高速救助艇・救助器具



ライフリング・プロジェクトにより設置された救命浮環



救難器具



AED

## 「青い羽根募金」にご協力をお願いします。

### 募金活動

日本水難救済会では、青い羽根募金活動を周年、実施していますが、特に、7月～8月の2ヶ月間は、全国の地方水難救済会と協力し、「青い羽根募金強調運動期間」として全国的なキャンペーン運動を展開しています。

### 国土交通大臣への表敬訪問

「青い羽根募金強調運動期間」のキャンペーンの一環として、平成30年7月、日本水難救済会相原会長と菊井理事長は、2018年ミス日本「海の日」の山田麗美さんとともに、石井国土交通大臣をはじめ海上保安庁長官、水産庁長官などを表敬訪問し、青い羽根募金運動の普及促進と強調運動へのご支援ご協力をお願いいたしました。



### 海洋少年団の皆様と連携しての募金活動

平成30年7月、東京、神田神保町交差点において千代田区海洋少年団のみなさんにご協力を得て募金活動をしていただきました。



### 青い羽根募金支援自販機の設置

日本水難救済会では、青い羽根募金支援自動販売機の設置を全国展開しております。同自販機から飲み物をご購入いただきますと、売上金の一部が青い羽根募金として寄附されます。



## 口座振り込み等による募金の方法

### 口座振込みによる募金

#### 郵便局

口座番号:00120-4-8400  
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会

#### 銀行

三井住友銀行 日本橋東支店  
口座番号:(普)7468319  
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会  
青い羽根募金口

### インターネット募金



●ホームページから以下の方法で募金ができます。●クレジットカードはMasterCard、VISA、JCB、AMEXがご利用できます。●NTTスマートレードが提供するネット専用電子マネー「ちょこメマネー」がご利用できます。

### お知らせ

平成27年4月から、毎月引き落とし方式のご寄附も頂けるようになりました。

### 毎月の自動引落とし定額募金

1,000円以上の定額を毎月自動引落しにより継続的に募金していただく方法です。

●お問い合わせ先 ☎0120-01-5587 募金フリーダイヤルでお申し出ください。振込料無料の専用郵便振替用紙をお送りします。

### ■寄附金に対する税制上の優遇措置

青い羽根募金は、海で遭難した人や船の救助活動にあたる全国のボランティア救助員約51,000人の活動を支援するための募金です。

公益社団法人 日本水難救済会は、「特定公益増進法人」となっていることから、青い羽根募金等(賛助会員になられた方の会費を含む。)による寄附金については、寄附金控除等の所得税・法人税の優遇措置が受けられ、個人の寄附については、「税額控除」又は「所得控除」のいずれかの方式を選択して、寄附金控除を受けられるようになっていますので詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.mrj.or.jp>

# 栄誉ある表彰

本会が実施している水難救済事業や洋上救急事業に関し功労のあったボランティア救助員並びに協力医療機関及び医師・看護師などの皆さまに対し、表彰審査委員会の審査を経たうえで、本会の名誉総裁と会長から表彰を行っています。

## 名誉総裁表彰

海難救助や洋上救急活動等に極めて抜群の功労があった個人・団体には、表彰状(又は感謝状)のほか名誉総裁章又は名誉総裁盾を贈呈いたします。



名誉総裁章(個人)



名誉総裁盾(法人・団体)



名誉総裁高門宮妃久子殿下から表彰状を授与される受章者

## 会長表彰

海難救助や洋上救急活動等に功労があった個人・団体には、次のとおり表彰状または感謝状とともに、章又は盾を贈呈しています。表彰の対象は次のとおりです。



## 海難救助に従事する救難所員に対する表彰

海難救助等に功労があったボランティア救助員や救助員が所属する救難所に対して、救助功労表彰、救助出勤回数功労表彰、勤続(永年従事)功労表彰などの表彰を行っています。

また、ボランティア救助員以外の方で、海難救助功労にご協力・ご援助をいただき、顕著な功労のあった個人・団体の方には感謝状を贈呈しています。

## 洋上救急事業に従事する医療機関・医師等に対する表彰

洋上救急活動に功労があった医療機関や医師・看護師の方々に対して洋上救急功労の表彰を行っています。

## 事業功労(金品の寄附を含む)に対する表彰

本会の事業に功労があった方に対して事業功労の表彰を行っています。なお、事業功労表彰には、本会に一定以上の金品のご寄附をしていただいた方に対する表彰も含まれます。



## 名誉総裁表彰式典

本会の名誉総裁高門宮妃久子殿下のご台臨を賜り、名誉総裁表彰式典を開催しております。



表彰式典冒頭にご挨拶をする日本水難救済会会長



おことばを述べられる名誉総裁 高門宮妃久子殿下



来賓の石井国土交通大臣(左)、中島海上保安庁長官(中央・当時)、金比羅宮宮司琴陵氏(右)



名誉総裁高門宮妃久子殿下から名誉総裁盾を授与される受章者



海難救助表彰の受章者と記念撮影をされる高門宮妃久子殿下

## 平成30年度 名誉総裁表彰受章者(敬称略)

表彰受章者	功労の概要
<b>海難救助功労(個人の部)</b> 宮崎県水難救済会 日南市漁業協同組合救難所 救助員 佐藤一徳 救助員 佐藤慎也	マグロ延縄漁船が漂泊中、浸水し、船体が傾斜し、乗組員6名が救命いかだにて退船、付近海上で操業中の救助船徳慎丸は無線傍受するや直ちに現場に急行し、暗夜の中、探照灯を使用しながら搜索を開始し、転覆している同船を発見、更に、同船の風上側を搜索し、約2メートルのうねりの中、救命筏を発見、乗組員全員を救助した。
<b>事業功労(個人の部)</b> 絹田 正裕 高木 芳暢	水難救済事業の重要性を認識され、青い羽根募金として多年にわたり多額の寄附をした。
<b>事業功労(団体の部)</b> 若築建設株式会社	青い羽根募金活動に会社を挙げて取り組み、多年にわたる貢献と多額の寄附をした。

## ご寄附に対する表彰基準について

### ■名誉総裁表彰の対象

- ◎100万円以上のご寄附をしていただいた個人  
 ……名誉総裁章と感謝状
- ◎300万円以上のご寄附をしていただいた団体  
 ……名誉総裁表彰盾と感謝状

5年以内に

### ■会長表彰の対象

- ◎10万円以上のご寄附をしていただいた個人又は団体  
 ……感謝状
- ◎20万円以上のご寄附をしていただいた個人  
 ……感謝状と有功章
- ◎20万円以上のご寄附をしていただいた団体  
 ……感謝状と事業功労有功盾

5年以内に

## 〈参考〉紺綬褒章の上申について

一時に500万円以上のご寄附をされた個人、1,000万円以上のご寄附をされた法人・団体は、紺綬褒章の対象となりますので、本会から国に上申いたします。

## より、効率的な救助システムの確立等のために…。

民間の海難救助体制のあり方や海外の海難救助体制などについて調査・研究を行っています。

### これまでの主な調査研究項目

年度	研究テーマ	主要調査研究内容
昭和59年度～62年度	民間海難救助体制の検討	海難救助活動の実態、海域利用者の救助主体、民間における海難救助体制、公的救助機関と民間救助機関の役割
昭和63年度	レジャー海難における有効な救助艇・救助器材等の調査研究	海洋レジャーの種別ごとに適応した救助艇・救助器材のあり方、民間救助機関に整備を必要とする救助艇・救助器材
平成元年度	民間海難救助体制活性化に関する調査研究	日本水難救済会等民間海難救助組織の現状と問題点、日本水難救済会等民間海難救助体制活性化のための提言、外国における類似制度の調査結果の考察、日本水難救済会の実費求償制度導入における具体的方策の検討、日本水難救済会の災害補償制度のあり方
平成9年度～平成11年度	救難所員に対する災害保障のあり方	救難所員の災害補償制度のあり方、自損事故・対人対物にかかる損害補償、救難所員に協力した者に対する補償
平成15年度～平成16年度	大規模地震災害等への日本水難救済会の対応に関する基礎的研究について	大規模地震と被害想定、災害とボランティアの活動実態、災害ボランティアに関する国・地方自治体の施策、災害ボランティアの身分保障及び財政措置、日本水難救済会救難所員が活動する場合の課題等、都道府県の「地域防災計画」に水難救済会が組み入れられる場合の課題、水難救済会及び救難所員が災害救援活動に対応する場合の課題
平成20年度	救助船の整備に関する調査	我が国の海難救助体制、今後の日本水難救済会の救助体制、救助船の整備、救助船整備のために要する費用
平成20年度～平成21年度	児童皆泳運動の実施要領の検討	指導方法の課題抽出と検討、各種泳法の体験を通して課題抽出と検討、救助方法の体験を通して課題抽出と検討、磯場体験を通して課題抽出と検討、活動経費の検討

## 災害補償など

### ボランティア救助員の水難救済活動を支えるために…。

地方水難救済会傘下の救難所及び支所に所属するボランティア救助員が海難救助活動(災害救援活動を含む)や訓練中に災害を受けた場合に行う次の災害補償制度を設けています。

#### ■災害補償

ボランティア救助員が海難救助活動または訓練中に災害を受けた場合、その被災の内容に応じて、救助員またはその遺族に対し、療養補償、障害補償、介護補償、休業補償、遺族補償、葬祭補償を行います。ただし、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」が適用される場合は、これらの補償は受けられません。なお、この事業は公益財団法人 日本財団の助成を受けて行っています。

#### ■賞じゅつ金

ボランティア救助員が災害補償の適用を受けた場合、功労の程度、被災の内容に応じて、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金を給付します。

## 会員募集

### 会員の皆様のご協力のもと、本会は運営されています。

日本水難救済会では、本会の会員となって本会の事業をご支援していただける方々を募集しております。会員は、本会の定款第8条の規定により「正会員」と「賛助会員」に区分されます。



#### ■正会員は1号正会員と2号正会員に分かれています。

1号正会員……全国40の地方水難救済会(団体)のみ

2号正会員……本会の事業目的に賛同して、入会される1号正会員(地方水難救済会)以外の団体・個人の方々に、総会への出席など本会の事業に参画できます。

賛助会員……本会の事業を賛助する方々

#### ■入会にあたり2号会員・賛助会員とも1口以上の会費の納付をお願いしています。(1口 10,000円)

■入会ご希望の方は、本会ホームページ又は直接、本会に申込みをお願いいたします。関係書類を送付させていただきます。

なお、入会に当たりましては本会理事会の承認が必要となりますので、ご承知ください。

■地方水難救済会の会員として入会される場合には、それぞれの地方水難救済会事務局にお尋ねください。

平成31年4月1日現在

### 1号正会員(40)

(公社)北海道海難防止・水難救済センター、青森県漁船海難防止・水難救済会、岩手県漁船海難防止・水難救済会、宮城県水難救済会、(特)秋田県水難救済会、山形県水難救済会、福島県水難救済会、茨城県水難救済会、千葉県水難救済会、(特)神奈川県水難救済会、新潟県水難救済会、富山県水難救済会、能登水難救済会、石川県西部水難救済会、福井県水難救済会、伊豆地区水難救済会、静岡地区水難救済会、愛知県水難救済会、三重県水難救済会、大阪府水難救済

会、京都府水難救済会、兵庫県水難救済会、和歌山県水難救済会、島根県水難救済会、岡山県水難救済会、鳥取県水難救済会、広島県水難救済会、山口県水難救済会、徳島県水難救済会、香川県水難救済会、愛媛県水難救済会、高知県水難救済会、(公社)福岡県水難救済会、佐賀県水難救済会、(特)長崎県水難救済会、熊本県水難救済会、大分県水難救済会、宮崎県水難救済会、鹿児島県水難救済会、(公社)琉球水難救済会

### 2号正会員(151) (五十音順)

#### 【海運……22】

飯野海運(株)、上野トランステック(株)、NS ユナイテッド内航海運(株)、MOL ケミカルタンカー(株)、大阪船舶(株)、川崎汽船(株)、関東港運(株)、コスモ海運(株)、国華産業(株)、三翔海運(株)、(株)商船三井、商船三井近海(株)、太平洋フェリー(株)、鶴見サンマリン(株)、藤光海運(株)、トヨフジ海運(株)、ナヴィス東京(株)、日本郵船(株)、マルエーフエリー(株)、三菱鉱石輸送(株)、名鉄海上観光船(株)、リベラ(株)

#### 【海洋土木・サルベージ……6】

(株)オフショア・オペレーション、東京サルベージ(株)、日本サルヴェージ(株)、深田サルベージ建設(株)、(株)富士サルベージ、三国屋建設(株)

#### 【水産・漁業……3】

厚岸漁業協同組合、ニチモウ(株)、日本水産(株)

#### 【マリンレジャー……11】

アキレス(株)、志摩マリンレジャー(株)、トーハツ(株)、ブルーライン淡路、ヤマハ発動機(株)、ヤンマー(株)、ヤンマー(株)東京販売部、ヤンマー(株)大阪販売部、ヤンマー(株)四国販売部、ヤンマー(株)中国販売部、ヤンマー(株)九州販売部

#### 【造船・船用機器等……17】

愛知造船(株)、(有)カザワトレーディング、(株)カシワテック、(株)ケイセブン、興亜化工(株)、国際化工(株)、(株)シバウラ防災製作所、島田燈器工業(株)、ジャパンマリンユナイテッド(株)、(株)湘南工作所、墨田川造船(株)、(株)ゼニライトブイ、高階救命器具(株)、トーエイ(株)、東洋物産(株)、日本船具(株)、日本無線(株)

#### 【エネルギー……2】

三菱石油(株)、(株)JERA

#### 【船舶保険……3】

東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、明治安田生命保険相互会社

#### 【代理店その他……16】

(株)江戸川自動車教習所、弁護士法人 岡部・山口法律事務所、(有)オートヘルメス、海文堂出版(株)、(株)交文社、金刀比羅宮、静岡県立三ヶ日青年の家、(株)スミエプランニング、(株)成山堂書店、(株)太陽、(株)東京カップ、東京法令出版(株)、トヨタ自動車(株)、(株)中日本開発、(株)日本海事新聞社、(株)日本海洋科学

#### 【団体……37】

厚岸町役場、(一社)江の島ヨットクラブ、(一財)海上災害防止センター、(公財)海上保安協会、全国海運組合連合会、(公社)全国漁港漁場協会、全国漁業協同組合連合会、(一社)全国底曳網漁業連合会、全国内航タンカー海運組合、全国海苔貝類漁業協同組合連合会、全日本内航船主海運組合、(特)東京救難所、東京湾水先区水先人会、日本遠洋施網漁業協同組合、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、(公財)日本海事広報協会、(公社)日本海難防止協会、(公社)日本海洋少年団連盟、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会、(公社)日本観光振興協会、(一社)日本救急救命士協会、日本漁船保険組合、(一社)日本港運協会、(特)日本水上オートバイ救助普及協会、(一財)日本水路協会、(一社)日本船主協会、(一社)日本船長協会、(一社)日本船舶機関士協会、(公財)日本セーリング連盟、日本内航海運組合総連合会、(一社)日本船用工業会、(一財)日本舶用品検定協会、(一社)日本マリーナ・ビーチ協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本旅客船協会、(特)未来に残そう青い海、横浜港運協会

#### 【個人……34】

相原 力、浅井廣志、安藤大三、石井政治、石川裕己、伊藤 滋、岩崎貞二、植松 修、小山内智、加賀谷尚之、加藤 甫、鎌田耕作、上岡宣隆、菊井大蔵、北村浩志、久保禎人、熊沢長俊、倉田大輔、小谷勝廣、鈴木哲司、高尾留雄、武井立一、田中悠樹、磨 良三、友永幸謙、西鍵徹、Page T純江、Page Jun M、松井孝之、向田昌幸、矢野峰男、山本了三、横山鐵男、米山隆昭

### 賛助会員(38) (五十音順)

#### 【エネルギー……5】

九州電力(株)、JXTG エネルギー(株)、西部瓦斯(株)、東京ガス(株)、中国電力(株)

#### 【造船・船用機器……4】

(株)三和ドック、富永物産(株)、新潟原動機(株)、三菱造船(株)

#### 【保険……1】

(株)ホームリング商会

#### 【海洋土木・サルベージ……8】

あおみ建設(株)、(株)大本組東京支店、五洋建設(株)、タチバナ工業(株)、東亜建設工業(株)、東洋建設(株)、(株)トマック、若築建設(株)

#### 【その他……13】

(株)海、エアロシルフィード、(株)大之木ダイモ、(有)海交会、(株)舵社、北九州エアターミナル(株)、(株)京葉興業、サンコー薬品(株)、(株)時評社、セナーアンドバーンズ(株)、長崎空港ビルディング(株)、防災特殊曳船(株)、(株)港屋

#### 【団体……3】

外航船舶代理店業協会、(一財)日本船舶技術研究協会、(公財)日本ライフセービング協会

#### 【個人……4】

小栗完一、加藤敦久、中由光徳、柳田雅行

注) (公社)は公益社団法人、(一社)は一般社団法人、(公財)は公益財団法人、(一財)は一般財団法人、(特)は特定非営利活動法人を表す。

